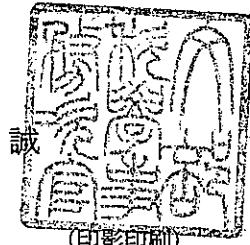


31文科総第3号  
平成31年4月2日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
各國公私立大學長  
各國公私立高等専門学校長  
小学校高等学校大学を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省施設等機関の長  
各文部科学省特別の機関の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学事務次官  
藤原 誠



### 元号の制定について（通知）

別添のとおり、平成31年政令第百四十三号により元号が制定されました。

また、改元に伴う元号による年表示の取扱いについて、新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議において申合せが行われ、各府省は、申合せに基づき事務を行うことになります。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本件の周知をお願いします。

【本件連絡先】  
文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第1係  
電話：03-5253-4111（内線3003）



政令第百四十三号

元号を改める政令

内閣は、元号法（昭和五十四年法律第四十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。  
元号を令和に改める。

附 則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。

○内閣告示第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の規定により定められた元号の読み方は、次のとおりである。

れいわ  
令和

平成三十一年四月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

## 新しい元号「令和」について

平成三十一年四月一日  
内閣総理大臣談話

本日、元号を改める政令を閣議決定いたしました。

新しい元号は「令和」（れいわ）であります。

これは、万葉集にある「初春の令月にして 気淑く風 和ぎ 梅は鏡前の粉を披き  
蘭は珮後の香を薰す」との文言から引用したものであります。そして、この「令和」には、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ、という意味が込められております。

万葉集は、千二百年余り前に編纂された日本最古の歌集であるとともに、天皇や皇族、貴族だけでなく、防人や農民まで、幅広い階層の人々が詠んだ歌が収められ、我が国の豊かな國民文化と長い伝統を象徴する国書であります。

悠久の歴史と薫り高き文化、四季折々の美しい自然。こうした日本の国柄を、しつかりと次の時代へと引き継いでいく。厳しい寒さの後に春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人ひとりの日本人が、明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたい、との願いを込め、「令和」に決定いたしました。

文化を育み、自然の美しさを愛できることができる平和の日々に、心からの感謝の念を抱きながら、希望に満ち溢れた新しい時代を、国民の皆様と共に切り拓いていく。新元号の決定にあたり、その決意を新たにしております。

五月一日に皇太子殿下が御即位され、その日以降、この新しい元号が用いられることがなりますが、国民各位の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。政府としても、ほぼ二百年ぶりとなる、歴史的な皇位の継承が恙なく行われ、国民こそつて寿ぐことができるように、その準備に万全を期しております。

元号は、皇室の長い伝統と、国家の安泰と国民の幸福への深い願いとともに、千四百年近くにわたる我が国の歴史を紡いできました。日本人の心情に溶け込み、日本国民の精神的な一体感を支えるものともなっています。この新しい元号も、広く国民に受け入れられ、日本人の生活の中に深く根ざしていくことを心から願っております。

## 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて

平成 31 年 4 月 1 日  
新元号への円滑な移行に向けた  
関係省庁連絡会議申合せ

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴い、元号が改められる場合の元号による年表示については、以下の方針（以下「本方針」という。）に沿って取り扱うこととする。

### 1. 基本的な考え方

改元に伴う元号による年表示については、次の基本的な考え方に基づき、取り扱うこととする。

- ①国民生活への影響をできる限り少なくすること
- ②各府省における円滑な事務手続に資すること

### 2. 元号による年表示に関する原則

#### (1) 改元日前までに作成した文書

各府省が作成した文書（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）において、「平成」（「平成」を意味する記号を含む。以下同じ。）を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効なものであり、改元のみを理由とした一括整理は行わないものとする。

#### (2) 改元日以降に作成する文書

各府省が作成する文書において、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとする。やむを得ず申請、届出等（以下「申請等」という。）又は処分の通知等（以下「通知等」という。）の様式に「平成」の表示が残る場合であっても、当該表示は有効な

ものであるが、混乱を避けるため、必要に応じ、例えば、次に掲げる対応を行うものとする。

(対応例)

- ・訂正印や手書きによる訂正
- ・文書や画面上の表記が「平成」のままでも有効である旨の注意書きの挿入や表示、書面の交付

国民が各府省に申請等を行う場合において、改元日以降の年の表示が「平成」とされていたとしても、有効なものとして受け付けるものとする。

**(3) 元号法第1項に基づく政令の公布後の取扱い**

元号法（昭和54年法律第43号）第1項に基づく政令の公布日から施行日前までの間において、各府省が作成し公にする文書に元号を用いて改元日以降の年を表示する場合は、「平成」を用いるものとする（注）。

（注）改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式の変更、改元に伴う情報システムの改修等、国民に混乱や不便を生じさせない観点から必要な場合、公布等を除き、「令和」を用いて準備のための手続を行うことができる。

### 3. 個別事項

**(1) 法令等**

**①法律及び政令**

法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする改正は行わないものとし、改元以外の理由により改正を行う際に、当該法律又は政令の全ての規定について改元に伴う必要な改正を併せて行うものとする。ただし、改元のみを理由とする改正を行わないことにより支障を生ずる特別の事情がある場合は、個別に検討の上、所要の措置を探るものとする。

**②府省令、告示等**

府省令、告示等については、法律及び政令に準じて取り扱うものとするが、改元日以降に国民からの申請等又は各府省の通知等に用いられる様式を定めるものについては、必要に応じ順次又は一括して、「平成」の「令和」への変更、「令和」の選択肢への追加等の措置を探るものとする。

## (2) 予算

国の予算における会計年度の名称については、原則、改元日以降は、当年度全体を通じて「令和元年度」とし、これに伴い、当年度予算の名称は、各府省が改元日以降に作成する文書においては「令和元年度予算」と表示するものとする。

なお、国の予算について、改元のみを理由とした補正等の手続は行わず、改元日以降最初の補正予算を作成する場合においては、当該補正予算に表示される元号について、「令和」を用いて表示した上で作成するものとし、当該予算総則において、平成31年度予算全体における元号の表示について、「令和」に統一する旨を明示するものとする。

## 4. 周知等

各府省は、本方針に基づき事務を行うことについて、所管の機関及び法人に周知徹底を図るとともに、国民に対し情報提供するものとする。